

I 特定非営利活動促進法の概要

I 特定非営利活動促進法の概要

1 法律の目的等

この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与することや、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）のうち、一定の要件を満たしたものを認定すること等により、その活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としています。

NPO法人は、市民の自発的な参加や支援の下、多様化する社会のニーズや課題に対し、きめ細かく機動的に対応していく主体として、福祉、教育・文化、まちづくりなど様々な分野においてその活躍が期待されています。

2 NPO法人になるための主な要件

(1) 目的に関する要件

営利を目的とせず（利益を社員等で分配しないこと）、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること。

特定非営利活動とは、次に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(2) 活動に関する要件

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ③ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

(3) 組織等に関する主な要件

- ① 10人以上の※社員を有するものであること。
 - ② 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
 - ③ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。
 - ④ 暴力団又は暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体でないこと。
- ※社員とは、社団の構成員の意味で、総会で議決権を持つ者がこれに該当します。会社に勤める人（会社員）ではありません。

3 NPO法人設立の手続

(1) 所轄庁への申請

申請書に定款、役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿、設立趣旨書、事業計画書、活動予算書等、法第10条第1項に列挙された書面を添付して、所轄庁に申請してください。

(P. 15参照)

*所轄庁は、主たる事務所が所在する都道府県の知事又はその事務所が一の指定都市の範囲内のみを所在する場合は当該指定都市の長です。

*岡山県においては、岡山市内のみを事務所を有する場合は岡山市が、それ以外は岡山県が所轄庁です。(P. 14参照)

(2) 認証等の決定・法人の成立

所轄庁への申請後、4ヶ月以内に、所轄庁から認証・不認証の決定があります。

認証された後、法務局で登記をすることでNPO法人は成立します。

*所轄庁は、公告・縦覧の期間（2ヶ月間）を経過した日から2ヶ月間以内に、認証又は不認証の決定を行わなければならないとされています。(合計4ヶ月間)

*所轄庁は、法定要件に適合していると認められるときは、設立の認証をしなければならないとされています。

※法人設立手続の流れについては、P. 13を参照してください。

4 法人の管理・運営

(1) 原則

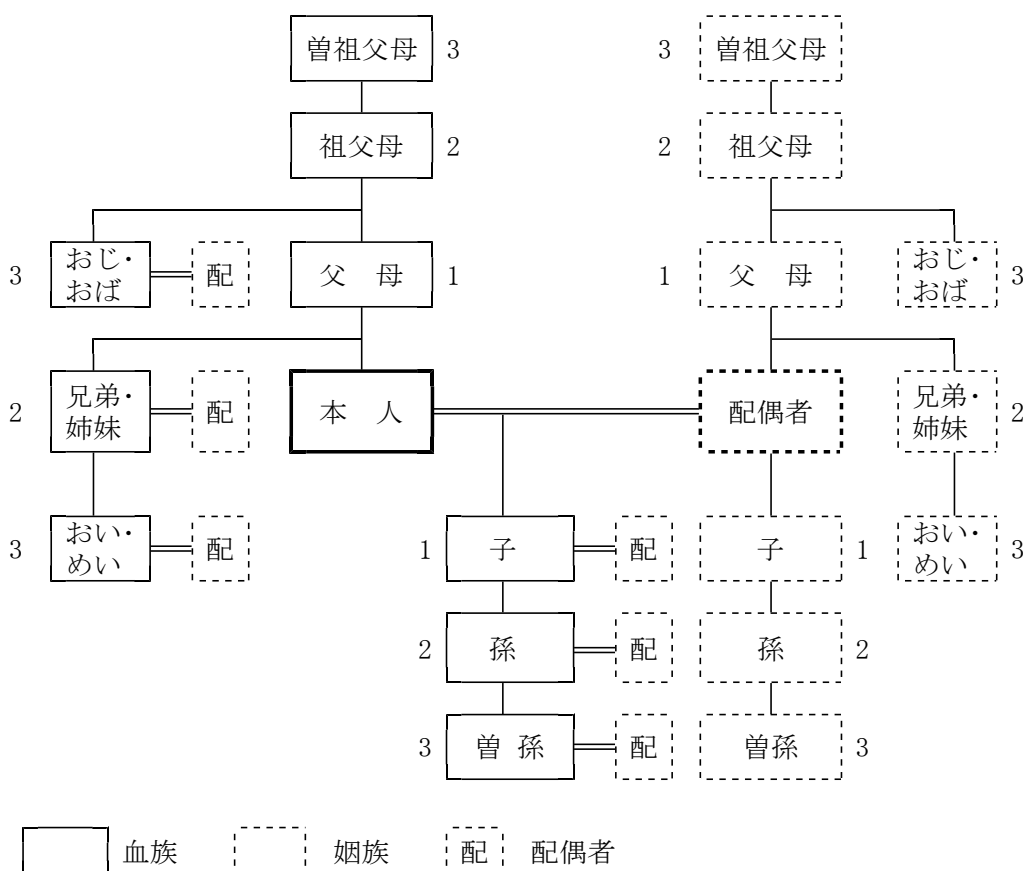
- ① 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的に、事業を行ってははいけません。
- ② 特定の政党のために利用してはいけません。

(2) 役員

- ① 理事3人以上、監事1人以上を置かなければいけません。
- ② 原則として全ての理事は法人を代表し、その過半数をもって業務を決定します。
ただし、定款でその代表権を制限することができます。
- ③ 役員の変更があった場合には、所轄庁への届出、法務局での登記が必要です。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の刑を執行され2年を経過しない者
や暴力団の構成員等の欠格事由に該当する場合は、特定非営利活動法人の役員になることはできません。
- ⑤ 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくはその3親等以内の親族
が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員
の総数の3分の1を超えて含まれてはいけません。

参考)

【親族図（3親等以内）】



(3) 総会

NPO法人は、毎事業年度少なくとも1回、通常総会を開催しなければなりません。

(4) 会計の原則

- ① 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳しなければなりません。
- ② 計算書類（活動計算書及び貸借対照表）、財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとしなければなりません。
- ③ 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更してはいけません。

(5) その他の事業

- ① NPO法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、特定非営利活動以外の事業（以下「その他の事業」といいます。）を行うことができます。
- ② その他の事業で利益を生じた場合は、その利益を特定非営利活動のために使用しなければなりません。
- ③ その他の事業に関する会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければなりません。

(6) 情報公開と年次報告

- ① NPO法人は、毎事業年度初めの3ヶ月以内に前事業年度の事業報告書等を作成しなければなりません。
- ② NPO法人は、事業報告書等、役員名簿、定款等を事務所に備え置き、これらの書類を、社員その他の利害関係人から閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧させなければなりません。
- ③ NPO法人は、毎事業年度1回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければなりません。
- ④ 所轄庁は、NPO法人から提出を受けた書類について、請求があった場合には閲覧又は謄写させなければなりません。

*閲覧又は謄写の対象となる書類は次の①～⑨です。

- ①事業報告書 ②活動計算書 ③貸借対照表 ④財産目録 ⑤年間役員名簿（前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに報酬の有無） ⑥社員のうち10人以上の者の名簿 ⑦最新の役員名簿 ⑧定款 ⑨定款の認証・登記に関する書類の写し

(7) 定款の変更

定款を変更するためには総会の議決を経た上で、次の①～⑩に関する事項については、所轄庁の認証が必要です。①～⑩に関する事項以外の定款の変更については、所轄庁の認証は不要ですが、この場合も定款変更後に所轄庁へ届け出る必要があります。

* 定款の変更にあたり所轄庁の認証が必要な事項

- ①目的 ②名称 ③特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うもの）
- ⑤社員の資格の得喪に関する事項 ⑥役員に関する事項（役員定数に係るものを除く）
- ⑦会議に関する事項 ⑧その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項 ⑨解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- ⑩定款の変更に関する事項

5 法人の解散及び合併

(1) 解散

- ① NPO法人は、法に掲げる事由によって解散することができます。ただし、解散事由によっては所轄庁への認定申請等の法定手続きをしなければいけません。
- ② 解散したNPO法人の残余財産は、定款で定めた者に帰属しますが、定款にその規定がないときは、所轄庁の認証を得て、国又は地方公共団体に譲渡するか、最終的には国庫に帰属することとなります。

* 定款で定めることができる残余財産の帰属すべき者は、次の①～⑥に掲げる者のうちから選定しなければいけません。

- ①他のNPO法人 ②国又は地方公共団体 ③公益社団法人・公益財団法人
- ④学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥更生保護法人

(2) 合併

NPO法人は、社員総会の議決を経て他のNPO法人と合併することができます。ただし、合併するには所轄庁への認証申請等の法定手続きをしなければなりません。

6 法人の監督

(1) 報告及び検査

所轄庁は、法令等に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、NPO法人に対し、報告をさせ、又は事務所その他の施設に立ち入り、業務の状況等を検査することができます。

* 所轄庁が検査する場合は、相当の理由を記載した書面をあらかじめ当該NPO法人の役員等に提示し、当該NPO法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付しなければならないこととされています。

(2) 改善命令

所轄庁は、NPO法人がその要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められるときは、当該NPO法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができます。

(3) 設立認証の取消し

- ① 所轄庁は、設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6ヶ月を経過しても登記をしないときは、設立の認証を取り消すことができます。
- ② 所轄庁は、NPO法人が、改善命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3年以上にわたって所轄庁に事業報告書等の提出を行わないときは設立の認証を取り消すことができます。
- ③ 所轄庁は、NPO法人が法令に違反した場合において、改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、改善命令を経ないでも設立の認証を取り消すことができます。

7 法人化のメリットと義務

この法律では、団体は簡易な手続で法人化できることになっていますが、法人格を取得すると、メリットと共に法人としての義務が伴ってきますので、手間やコストがかかることもあります。また、所轄庁から認証されたからといっても、NPO法人に対するいわゆる「お墨付き」のようなものではありません。

団体として法人格が必要かどうかをしっかりと検討する必要があります。一般的には、次のようなことが考えられます。

(1) メリット

- ・ 契約の主体になれる。
- ・ 所有の主体になれる。
- ・ 団体と個人との資産を明確に分けられる。
- ・ 社会的信用の向上につながる。
- ・ 情報公開により一般の人がアクセスしやすい。
- ・ 団体として法的なルールをもって活動できる。

(2) 義務

- ・ 官公庁への各種届出が必要。
- ・ 運営や活動についての情報公開が必要。
- ・ 税法上は「人格のない社団等」並に課税される。
- ・ 法に沿った法人運営をしなければならない。
- ・ 解散時には、官報に公告を掲載しなければならない。(約3万円の費用がかかる。)
- ・ 解散した場合の残余財産は、他のNPO法人、公益法人(公益社団法人、公益財団法人)、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、国又は地方公共団体のいずれかに帰属させる必要があり、個々人には分配されない。

<税金について>

法人税(国税)については、公益法人と同様に、法人税法に規定された「収益事業」からの所得に対しては課税され、地方税も、収益事業から生じた所得に対しては、課税されます。また、法人住民税(均等割)は、所得の有無にかかわらず原則として課税されます。

(詳細については、P.21以降を参照してください。)